

厚生委員会に付託されました議案について審査の結果を報告いたします。

まず第 82 号議案、今年 9 月の台風 13 号による災害への復旧処理の専決処分の承認を求める「平成 18 年度志免町一般会計補正予算、第 4 号」について報告いたします。

概略は総務文教委員長が報告いたしましたので、厚生委員会所管の主な部分について報告をいたします。

災害時発生したゴミ他の運搬及び処理委託料として 173 万 4 千円、保育園関係の修繕料、61 万 5 千円、望山荘屋根復旧工事、340 万円、シーメイト、ひさし天井、浴場目隠し復旧他、872 万 6 千円、げんきハウス屋根補修 27 万円、リサイクル工房、選別場の屋根復旧他で 444 万円などです。

審査の結果、厚生委員会、一部反対はありましたが賛成多数で採択です。

次に第 88 号議案「志免町子どもの権利条例の制定について」報告いたします。

本条例は平成 16 年から 2 ヶ年にわたり「志免町子ども権利条例制定委員会」が大変なご尽力をなされ策定されたもので、まず委員会として心から謝辞を申し上げます。

既に 9 月 4 日に町長に答申され、9 月 6 日から 10 月 5 日まで、パブリックコメントとして広く町民に開示され意見を求められており、これを受け、本委員会としても実質審議は 2 日間という短い時間ではありましたが、精力的に集中審議をいたしました。

内容について報告するにあたり、条例文の意図を理解するには、パブリックコメントでも提示されている、条例の解説文が大変重要な意味を持っていることを述べておきます。

代表的なものは、委員会審議の冒頭でも議論となりましたが、条例の前文における「子どもは、自分の意見を自由に言うことができ」の部分について、これだと、「子どもは勝手に何でも言って良い」とも解釈される訳で、解説文では「ここで言う、意見を自由に言う、と言うことは、わがまま勝手なことを指しているのではなく、自分の考えに基づいた発言を、怯えることなく、諦めて無関心になることなく述べることを指しており」と解説しており、この解説が無ければ色んな解釈がなされる訳で、大変重要なポイントです。

特にこの部分は、これから検討される「規則」等の冒頭にしっかり記述されることを要請いたしました。

全体的に、条文と解説とが一体となって提示されなければ誤解される要素が非常に多いことを指摘しておきます。

次に個々の修正箇所につきましては、お手元に条例案の原案と修正案を掲載したものを配布いたしておりますのでご覧頂きたいと存じますが、まず第 2 章の「自分らしく生きる権利」としての第 8 条の第 2 項、「自分の考えや信仰をもつこと」について、子どもが信仰をもつことの意味を誤解されやすく難解なため、「自分の考えをもつこと」と修正いたしました。

また同じく第 4 項「秘密が侵されないこと」については「秘密」そのものの内容によってはその限りではなく、この意図も難解なため、「プライバシーが侵されないこと」に修正いたしました。

また第 3 章の「家庭における権利の保障」としての第 11 条の 4 項「町は権利を侵害された子どもの速やかな発見、適切な救済、回復、予防のために必要な制度をつくります」について、「家庭における権利の保障」の条項だけに「制度をつくる」と明記し、第 3 章の他の条項では

「関係機関や関係者と連携を図る」としており、また必要な制度は「家庭における権利の保障」だけに該当するものなく、本条例そのものが「制度を作る」ことであり、「必要な制度をつくります」を「関係機関や関係者と連携を図ります」に修正いたしました。

また第 12 条第 2 項の「子ども施設の設置者や管理者は、その職員が」を「その職員に対し」に修正しました。

また同じく第 3 項「子ども施設関係者は、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害する事をしてはいけません」を「しません」と修正しました。

以上が修正箇所です。

審議の中では懸念される問題点の指摘や多くの意見が出されました。

特に、一番大事な相談受付窓口である「権利相談員」のあり方、人選や、「相談・救済機関」の設置場所、「行動計画策定」のメンバーやあり方、「権利委員会」の構成等々、指摘をされましたが、これからの規則策定や運用面の段階で十分考慮し対応するよう要請いたしました。

「虐待」や「いじめ」が大きな社会問題として取り沙汰されている昨今、九州の自治体では初めての条例制定であり、注目度は大変大きい訳ですが、一方、志免町の条例としては前例のない、独立独任制をもった権利救済委員を制定し、その職務に「調査・調整・勧告・是正要請」という非常に強権的な権限を与える訳で、この条例に基づく施策の運用には、並々ならぬ決意と強固な信念が無ければ、一步間違うと大変な混乱をきたすことが懸念され、その意味で、採決に当たり、教育委員会と学校当局の理解を促し、理解を得た結果を基に、厚生委員会に南里町長の出席を求め、行政としての決意のほどについて再確認をいたしました。

これらの結果を踏まえ、委員会としては、条例案の一部を修正し採決の結果、全員賛成で採択といたしました。

最後に、委員会として、このような条例を制定しなければならない世情を憂い、本条例の実施に当たっては、庁舎内各課や教育他、関係施設間の利害を超越した協力体制を確立し、子ども、保護者は無論、町民に広く本条例の理解を求め、普及啓蒙に最大限の努力を払い、子どもたちの権利を暖かく抱擁し「虐待」や「いじめ」を、わが町から払拭できる実効ある条例となるよう関係各位に心から切望いたしておきます。

次に第 89 号議案「平成 18 年度志免町一般会計補正予算第 5 号」について報告いたします。

概略は総務文教委員長が報告いたしましたので、厚生委員会所管の歳出の主な部分について報告いたします。

重度心身障害者医療対策費、951 万 6 千円、老人保健特別会計繰出金、217 万 9 千円、一時預かり保育事業補助金、131 万 5 千円、学童保育委託料、160 万円です。

審査の結果、一部の議員より、証明書広域自動交付システム共同開発について、このようなシステムに費用をかけるより、福祉にもっと費用投下すべきとの意見が出され一部反対はありましたが厚生委員会、賛成多数で採択です。

次に第 90 号議案「平成 18 年度志免町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号」について報告いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ224万円を減額し、それぞれ44億2,436万6千円とするものです。

内容は、人事異動他による人件費関係です。

審査の結果、厚生委員会、全員賛成で採択です。

次に第91号議案「平成18年度志免町老人保健特別会計補正予算第2号」について報告いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,642万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億9,549万2千円とするものです。

歳入の主なものは、医療費交付金988万円、医療費国庫負担金1,148万9千円、医療費県負担金287万3千円、一般会計繰入金217万9千円、です。

歳出の主なものは、老人保健電算システム改修委託料105万円、医療費給付費負担金2,424万2千円です。

審査の結果、厚生委員会、全員賛成で採択です。

次に第97号議案「北筑衛生施設組合理約の変更について」報告いたします。

地方自治法の一部が改正され、市町村において収入役を廃止し会計管理者を置く事とされ、これに伴う変更で、主なものは、条例中の収入役を会計管理者に変更するものと、出納員10人を置く、等の変更です。

審査の結果、厚生委員会、全員賛成で採択です。

次に第99号議案「宇美町・志免町衛生施設組合理約の変更について」報告いたします。

これも地方自治法の一部が改正され、市町村において助役に代えて、副市町村長を置くことと、収入役を廃止し会計管理者を置く事とされ、これに伴う変更で、主なものは、条例中の収入役を会計管理者に変更するものです。

審査の結果、厚生委員会、全員賛成で採択です。

最後に、「安全・安心の医療と看護の実現のため、医師・看護師等の増員を求める陳情書」について報告いたします。

19日、午前10時より、参考人として「福岡県医療労働組合連合会」の三苦哲也氏と山口友子さんにお出で頂き、現場の声を伺いました。

夜間、60床の患者さんを2~3人の看護師さんでケアされている事や、医療事故ニアミスの現況や離職の頻度、妊婦状態でありながら看護師の仕事が続けられる事例など、医療現場での看護師の実情を伺いました。

審査の結果、厚生委員会、全員賛成で陳情書を採択し、意見書を策定いたしました。尚、意見書には、その実態と現況認識において、医師の大幅増員については尚、議論の余地があり、陳情者の思いも考慮した「意見書」といたしました。

後ほど、吉田副委員長より本議会に提案をさせていただきますのでよろしくご審議願います。以上、厚生委員会の報告といたします。